

秋田市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年1月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
台町内会
- 2 認可年月日  
平成9年2月12日
- 3 変更があった事項およびその内容  
規約に定める目的  
台町内会規約第5条を次のように改正する。
  - (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
  - (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
  - (3) 専門部活動に関する事。
  - (4) 防災、防犯等に関する事。
  - (5) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関する事。
  - (6) 会員の福祉厚生に関する事。
  - (7) 台町内会館の管理運営に関する事。
  - (8) 資産の管理運用に関する事。
  - (9) その他、目的を達するために必要な事。
- 4 変更年月日  
令和4年12月27日（規約の変更認可日）
- 5 変更の理由  
規約の変更による